

平成25年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見

1 反映した意見(一部反映も含む)

該当箇所	意見数	意見	回答・方針
第3監視指導の内容 2重点監視事項(3)一斉監視(p5)	1	少し具体的に記載してほしい。	営業施設への立入検査、適正表示の確認等、具体的な監視指導事項を記載しました。
別表3(3)食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた重点監視(p14)	1	獣畜の中に生鳥は含まれるのか。	含まれていますが、「獣畜、食鳥体表の保持」と明記しました。

2 すでに盛り込み済み

該当箇所	意見数	意見	回答・方針
第3監視指導の内容 1監視指導の対象(p5)	1	高齢者が経営している個人商店なども指導の対象となるようお願いしたい。	営業者の年齢や施設の規模にかかわらず、監視指導の対象は全ての食品取扱施設としております。
第3監視指導の内容 2重点監視事項(p5)	1	事業者の方への指導がきちんと行われていることを研修で知ったが、一方で、消費者の方に問題が多いことに気づいた。食品の取扱いについて、広報やホームページ以外のもので情報提供を考えていかなければならないと思う。	既にケーブルテレビや新聞などを利用し、消費者向けの食中毒予防広報を行っておりますが、今後はリスクコミュニケーションを一層充実させ、消費者へ確実に届く啓発活動を行っていきたくと考えています。
第3監視指導の内容 2重点監視事項(p5)	1	今年はノロウイルスが大流行した。厳重な予防策や徹底した監視指導が(特に小さな商店に対して)大切だと考える。	食品取扱施設の立入検査時には、ノロウイルス対策に重点をおいた指導を行っています。また、ノロウイルス流行前の早い段階から、事業者や消費者に対して注意喚起を行うこととしています。
第3監視指導の内容3監視指導数及び食品等検査予定数(p6)	1	製造施設(特に県外)の衛生管理の検査を他県と連携して、強化してほしい。(機械の清掃、消毒、出入庫管理)	日頃から情報交換を密に行い、他県とも連携して食品事故を未然に防ぐよう努めています。
第4食品等事業者の自主衛生管理の推進2HACCPの概念を取り入れた衛生管理の推進(p8)	1	クリーン・パスの制度がどんどん普及するようお願いしたい。	とっとり食の安全認定制度(クリーン・パス)の対象業種を拡大するなど、制度自体の改正を予定しています。認定事業者の拡大に向けて食品事業者への働きかけと、消費者に対する制度の周知を今まで以上に図っていく予定としています。
	1	各施設への立入り回数をこれ以上増やすことができないのであれば、現場の方の意識向上を目指していただけるような啓蒙活動が大切になると思う。	
第4食品等事業者の自主衛生管理の推進1食品等事業者による自主衛生管理の推進(p8)	1	講習会や研修会を開催とあるが、新規のみならずすでに取得している者に対しても定期的に再認識という意味での講習会の開催がよいと思われる。また、事業者に対する確認が必要ではないか。	食品事業者に対しては、食品衛生責任者講習の受講を5年に1回義務付けており、定期的に講習会を受講していただくこととしています。また、食品取扱施設の立入検査時には、食中毒防止のための具体的な対策について指導を行っております。その他にも食品衛生に関する研修会等も実施していますが、今後、食品事業者向けの講習会の拡充について検討を行います。
第6人材の育成及び資質の向上2(p10)	1	ノロウイルス、O157等の重大な食中毒事故が発生していることから、夏期と冬期に食品事業者の食品衛生意識、知識の向上のため、食品衛生講習会を年に1度は受講するよう定めて開催してほしい。	
第5情報提供及び意見の交換に関する事項1消費者との情報及び意見の交換の実施(p9)	1	最近では、各市町村に「防災無線」が設置されています。昨年の夏には、「熱中症」に対する注意放送などが行われたが、「食中毒注意報」の放送を行ってはどうか。	既に一部の市町村では、防災無線を用いて「食中毒注意報」の放送を行っておりますが、今後、多くの市町村で注意喚起の放送が行われるよう働きかけを行いたいと考えています。
	1	他県の話になりますが、昨年は給食のおかわりをした児童がアナフィラキシーショックで亡くなった記事を読んで心を痛めました。このような事故について、未然の防止策が繰り返し徹底されていたのか疑問に思う。	学校・保育所等の給食施設については、定期的に立入検査を行い、アレルギー対策を含めた食品事故の発生防止を指導しています。また、アレルギー物質に関する食品の検査も実施して、健康被害の発生防止に努めることとしています。
	1	食品衛生監視指導計画は、すばらしくまとめているが、具体案をもっと盛り込んでほしい。注意喚起と啓発を具体的に、また昨年度の結果がどうであったか(立入検査、指導を行った結果)を踏まえて、具体的な数値を示してほしい。	県の監視指導計画は、ここ数年の食品事故発生状況等を踏まえて、県全体としての総合的な対応方針を定めるものです。時節及び地域的な特性を踏まえた具体的な監視指導内容は、各総合事務所(保健所)毎に検討・策定することとしております。また、本年度の監視指導実績は、6月を目途に県のホームページに掲載する予定としています。
	1	昨年は異物混入もあったが、給食施設への納入業者にも、給食施設に求められるような衛生基準を考慮してほしい。	食品取扱施設の監視指導の中で営業内容に応じた衛生指導を実施することとしています。なお、異物混入対策については、重点的に監視・指導を行うこととしています。

3 今後の検討課題である意見

該当箇所	意見数	意見	回答・方針
第3監視指導の内容3監視指導数及び食品等検査予定数(p6)	1	輸入野菜・果実の残留農薬検査を強化してほしい。(検査項目、数量、回数等)	輸入食品の検査は、基本的に検査所が実施しておりますが、輸入食品の増加に伴い残留農薬基準等を超過する輸入食品が増えた場合は、県としても検査回数を増やす等の対応を行います。
第3監視指導の内容3監視指導数及び食品等検査予定数(p7)	1	TPPで輸入食品がもし増えれば、県としての対応をお願いしたい。	

4 その他の意見

該当箇所	意見数	意見	回答・方針
	1	消費者を保護するために、自動車の自賠責保険のような食品事故が起きたときに事業者が消費者に最低限の保障をすることができる保険への加入を義務化することはできないか。	県として、食品事業者に対して保険加入を義務付けることはできませんが、適宜、情報提供を行いたいと考えています。
第2監視指導の実施体制等4関係部局(農林水産部局)との連携(p4)	1	昨年、鳥取大学の社会貢献課による「グランマクラブ」による「食の安心・安全」を受講しました。「自宅の自家菜園の土壌調査」の結果、よい野菜をつくりたいとの思いから多肥となり、基準値以上の土壌汚染となっていました。大学で、おにぎりに含まれる細菌の培養実験をしました。その結果、大腸菌が検出されました。	今後も食の安全に興味をもち、取り組んでいただきたいと思います。
第5情報提供及び意見の交換に関する事項2監視指導計画等に係る意見及び情報交換の実施(p9)	1	パブリックコメントの意味は何か。	公的機関などが、新しく規則などを制定する場合に多くの方からご意見を募集することです。今回、ご意見をいただいた一連の過程がパブリックコメントです。
第6人材の育成及び資質の向上2食品安全モニターに対する講習会等の実施(p10)	1	県内の研修会には、参加して勉強したいと思います。	ぜひ、出席をお願いします。
	1	消費者と行政の協働により、実施してもらいたい。	リスクコミュニケーションの実施により、消費者の意見を取り入れた啓発事業等行っていく予定です。
	1	必要はないと思います。無駄ではないでしょうか。パブリックコメントを求めるべき内容かどうか、精査が必要です。	実際にパブリックコメントをすることで、ご意見をいただいております。特に食中毒や衛生管理については、食品事業者や消費者にとっては興味深い内容であり、広く知ってもらおうという意味でも今後も続けていく必要があると考えています。また、食品衛生法で監視指導計画の作成の際は、広く意見を聞くよう定められています。
	1	計画(案)について、もっと詳しく知りたい。	資料を郵送しました。